

新潟市水道局業務改善委員会規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月31日

新潟市水道事業管理者

水道局長 佐藤 隆司

新潟市水道局管理規程第6号

新潟市水道局業務改善委員会規程等の一部を改正する規程

(新潟市水道局業務改善委員会規程の一部改正)

第1条 新潟市水道局業務改善委員会規程(昭和43年新潟市水道局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「事業所長、参事(事業所に置く参事を除く。)、部に置く課の課長、部に置く室の室長」を「参事、部に置く課の課長、部に置く室の室長及び部に置く事務所の所長」に改める。

第4条第1項中「経営企画部長及び」を削る。

(新潟市水道事業管理者職務代理者規程の一部改正)

第2条 新潟市水道事業管理者職務代理者規程(昭和45年新潟市水道局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

本則中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

(新潟市水道局行政文書管理規程の一部改正)

第3条 新潟市水道局行政文書管理規程(令和3年水道局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「課及び室の長」を「課、室及び事務所の長」に改め、同条同項第2号中「課、営業所及び」を削る。

(新潟市水道局公印規程の一部改正)

第4条 新潟市水道局公印規程(昭和58年新潟市水道局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

別表第1(2) 専用公印の表を次のように改める。

(2) 専用公印

契約事務専用新 潟市水道事業管 理者印	正方形 21	てん書	経理課所管事務で 管理者名をもつて する契約事務に係 る公文書専用	経理課長	経理課	1	(5)
秋葉庁舎専用新 潟市水道事業管 理者印	〃	〃	秋葉庁舎において 管理者名をもつて する行政文書用	秋葉料金事 務所長	秋葉料金事 務所	1	(6)
北事務所専用新 潟市水道事業管 理者印	〃	〃	北工事事務所にお いて管理者名をも つてする行政文書 用	北工事事務 所長	北工事事務 所	1	(7)
西蒲事務所専用 新潟市水道事業 管理者印	〃	〃	西蒲工事事務所に おいて管理者名を もつてする行政文 書用	西蒲工事事 務所長	西蒲工事事 務所	1	(8)
新潟市水道事業 局管理者印	随時	てん書 とつ版 印刷用	管理者名をもつて する行政文書印刷 用	総務課長	総務課	1	(9)
新潟市水道事業 管理者職務代理 者印	〃	〃	職務代理者名をも つてする行政文書 印刷用	総務課長	総務課	1	(10)

料金専用新潟市 水道局企業出納 員印		企業出納員名をも つてする料金収入 に係る行政文書印 刷用	総務課長	総務課	1	(11)
--------------------------	--	--	------	-----	---	------

別表第2の表中(5)の2を削り、同表(6)の項中「秋葉事業所専用」を「秋葉庁舎専用」に、同表(7)の項中「北営業所専用」を「北事務所専用」に同表(8)の項中「西蒲営業所専用」を「西蒲事務所専用」に改める。

(新潟市水道局請負工事等入札参加資格要件等審査委員会規程の一部改正)

第5条 新潟市水道事業会計規程新潟市水道局請負工事等入札参加資格要件等審査委員会規程(昭和43年新潟市水道局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

2 委員には、総務部長、技術部長、経理課長、技術管理室長、計画整備課長、管路第1課長、管路第2課長、浄水課長、中央工事事務所長、秋葉工事事務所長、北工事事務所長、西蒲工事事務所長をもつて充てる。

(新潟市水道局行政財産目的外使用料規程の一部改正)

第6条 新潟市水道局行政財産目的外使用料規程(平成25年新潟市水道局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「秋葉事業所庁舎用地」を「秋葉庁舎用地」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第2条関係)

財産の区分	使用の区分	単位	使用料の額(円)
土地(本局庁舎用地)	職員等が通勤で 使用する場合	1台につき	4,000
土地(東庁舎用地)		1月	4,000
土地(秋葉庁舎用地)			2,000

(新潟市水道局庁舎管理規程の一部改正)

第7条 新潟市水道局庁舎管理規程（昭和42年新潟市水道局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「秋葉事業所庁舎においては秋葉事業所長を、北営業所庁舎においては北営業所長」を「秋葉庁舎においては秋葉料金事務所長を、北工事事務所庁舎においては北工事事務所長」に改める。

(新潟市水道局公用車安全運転管理規程の一部改正)

第8条 新潟市水道局公用車安全運転管理規程（平成26年新潟市水道局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「営業所」を「事務所」に改め、同条第2項中「営業所長」を「事務所長」に改める。

(新潟市水道事業固定資産事務取扱規程の一部改正)

第9条 新潟市水道事業固定資産事務取扱規程（昭和45年新潟市水道局管理規程第3号の2）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「営業所長」を「事務所長」に改め、同条第2項中「営業所」を「事務所」に改める。

(新潟市水道局職員安全衛生管理規程の一部改正)

第10条 新潟市水道局職員安全衛生管理規程（平成6年新潟市水道局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「営業所長」を「事務所長」に改める。

別表を次のように改める。

別表（7条の2関係）

事業場名	人数
水質管理センター	各1人

青山浄水場	
信濃川浄水場	
阿賀野川浄水場	
満願寺浄水場	
戸頭浄水場	
巻浄水場	
北工事事務所	
秋葉庁舎	

(新潟市水道局企業職員の分限及び懲戒に関する審査会規程の一部改正)

第 1 1 条 新潟市水道局企業職員の分限及び懲戒に関する審査会規程（昭和 4 3 年新潟市水道局管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とする。

(新潟市指定給水装置工事事業者審査委員会規程の一部改正)

第 1 2 条 新潟市指定給水装置工事事業者審査委員会規程（平成 1 0 年新潟市水道局管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「管路課長」を「管路第 1 課長」に改める。

第 7 条中「管路課」を「管路第 1 課」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

技術部長、管路第 1 課長、管路第 2 課長、中央工事事務所長、秋葉工事事務所長、北工事事務所長、西蒲工事事務所長

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。